

議第9号

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

一部の基金の目的及び積立額の見直しに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前																										
<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>設置の目的</th> <th>積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下呂市公共事業基金</td> <td>市の<u>公共施設等の整備、改修及び解体撤去</u>の必要な経費の財源に充てるため</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4)～(27) (略)</td> </tr> </tbody> </table>			基金の名称	設置の目的	積立額	(1)・(2) (略)			(3) 下呂市公共事業基金	市の <u>公共施設等の整備、改修及び解体撤去</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	(4)～(27) (略)			<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>設置の目的</th> <th>積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下呂市公共事業基金</td> <td>市の<u>公共施設整備等</u>の必要な経費の財源に充てるため</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4)～(27) (略)</td> </tr> </tbody> </table>			基金の名称	設置の目的	積立額	(1)・(2) (略)			(3) 下呂市公共事業基金	市の <u>公共施設整備等</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	(4)～(27) (略)		
基金の名称	設置の目的	積立額																											
(1)・(2) (略)																													
(3) 下呂市公共事業基金	市の <u>公共施設等の整備、改修及び解体撤去</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																											
(4)～(27) (略)																													
基金の名称	設置の目的	積立額																											
(1)・(2) (略)																													
(3) 下呂市公共事業基金	市の <u>公共施設整備等</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																											
(4)～(27) (略)																													
<p>2 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>設置の目的</th> <th>積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 下呂市育英資金基金</td> <td>下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため</td> <td>基金の額は<u>8,000万円</u>とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)・(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>			基金の名称	設置の目的	積立額	(1) 下呂市育英資金基金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>8,000万円</u> とする。	(2)・(3) (略)			<p>2 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>設置の目的</th> <th>積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 下呂市育英資金基金</td> <td>下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため</td> <td>基金の額は<u>2億1,800万円</u>とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)・(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>			基金の名称	設置の目的	積立額	(1) 下呂市育英資金基金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>2億1,800万円</u> とする。	(2)・(3) (略)								
基金の名称	設置の目的	積立額																											
(1) 下呂市育英資金基金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>8,000万円</u> とする。																											
(2)・(3) (略)																													
基金の名称	設置の目的	積立額																											
(1) 下呂市育英資金基金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>2億1,800万円</u> とする。																											
(2)・(3) (略)																													

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

一部の基金の目的及び積立額の見直しに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 公共施設の適正配置を進めるにあたり、不要となる施設の解体撤去に多額の費用が見込まれるため、「下呂市公共事業基金」の目的に解体撤去を加え、明確化します。

(第3条第1項関係)

- (2) 令和8年度から市と金融機関の連携による新たな奨学金制度を開始することに伴い、「下呂市育英資金基金」の積立額の一部が不要となることから、積立額を2億1,800万円から8,000万円に改めます。

(第3条第2項関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)